

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係                        | 1 件 |
| 厚生年金関係                        | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 8 件 |
| 国民年金関係                        | 2 件 |
| 厚生年金関係                        | 6 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月、57年10月から58年3月までの期間及び60年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年3月  
② 昭和57年10月から58年3月まで  
③ 昭和60年4月から同年6月まで  
④ 平成6年5月から7年4月まで  
⑤ 平成11年10月

申立期間①、②及び③については、母が国民年金保険料を納付してくれていた。また、申立期間④及び⑤については、自分で手続きをして、A社会保険事務所（当時）の2階で国民年金保険料を納付した。申立期間が未納、未加入とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③について、その母親が国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているところ、事実、母親が納付していたとする期間については、申立期間以外は、すべて保険料が納付されている。

また、昭和56年3月1日の国民年金被保険者の資格再取得の手続きを同年5月18日に行っていることが市の被保険者名簿から確認でき、さらに、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）の昭和55年度及び57年度の摘要欄に「納付書発行」と記載があることから、申立期間①及び②については、過年度保険料として納付することが可能であったことがうかがえ、1か月及び6か月という短期間の保険料を過年度納付しないとは考え難い。

申立期間③について、直前の昭和59年度については、昭和59年4月から申請免除が適用されていることから、手続きが適正に行われているこ

とが確認できる上、申立人の申請免除の手続を行ったとするその母親は、申請免除の手続及び国民年金と厚生年金保険との切替手続を適正に行っており、国民年金加入期間はすべて保険料を納付していることから、その母親の国民年金制度に対する理解の深さと意識の高さがうかがえる。したがって、申立期間③についても、その母親が申立人の申請免除の手続を適正に行ったものと推認され、申立人が平成4年に、申立期間③前後の期間の保険料を追納した際、申立期間③についても追納したものと考えられる。

- 2 一方、申立人は、昭和61年10月25日に国民年金被保険者の資格を喪失してから平成15年12月4日に資格再取得をするまでの、申立期間④及び⑤を含む期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間④については平成7年5月に就職してから、申立期間⑤については11年10月に会社を退職してからすぐに、それぞれA社会保険事務所の2階で納付したと主張しているが、その時点では、申立期間④の一部及び申立期間⑤については現年度保険料となるため、当時、社会保険事務所で納付することはできなかった。

さらに、申立期間④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月14日から同年4月1日まで  
平成7年4月24日から10年3月31日までの期間、A社に勤務したが、社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の加入記録では、同年3月14日に被保険者資格を喪失した記録となっている。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出されたタイムカード及び申立人が保有している給与明細表により、申立人が同社に平成10年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る平成10年4月支払いの給与明細表の保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を平成10年4月1日として届け出るところ、誤って同年3月14日として届けたとしており、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（4万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 6 月 4 日まで

A社（現在は、B社）における申立期間の標準報酬月額が、給料支払明細書の給料支給額から考えて、低く決定されているのではないかとと思われるので、正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料支払明細書により、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月 1 日から 45 年 5 月 1 日までの期間において、その主張する標準報酬月額（4万2,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人は、昭和 45 年 5 月分の給料支払明細書を保有しておらず、事業主は、申立人の勤務実態について不明としているものの、申立人の当該事業所における厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を同年 6 月 4 日まで継続して有していることが確認できることから、申立期間のうち同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間においても申立人が主張する標準報酬月額（4万2,000円）に基づく保険料が控除されていたものと推認できる。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざる

を得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年3月1日から同年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（38万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、11年3月から同年9月までの期間の標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年3月1日から12年2月1日まで

A社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、給与明細書の支給額に見合う標準報酬月額と相違している。一部ではあるが、給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、28万円とされている。

しかしながら、申立人から提出されたA社の給与明細書により、申立人は、申立期間のうち、平成11年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、同年3月から同年7月までの給与明細書は無いが、同年8月及び同年9月の保険料控除額は、同額で続いていることから、随時改定が行われた同年3月から定時決定が行われる前の同年9月までの期間については、同額の保険料を控除されていたことが推認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるの

は、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間のうち平成 11 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額により、38 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が社会保険事務を委託していた社会保険労務士が平成 11 年 3 月の随時改定に係る月額変更届を保存しており、当該届に、申立人の給与が 27 万円に下がったために、標準報酬月額が 28 万円となる届出を行ったことが記載されていると回答していることから、事業主は、厚生年金保険法に基づく標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について、納入告知を行っておらず（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 11 年 12 月及び 12 年 1 月の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書により、保険料控除額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法によるあっせんの対象とならず、記録訂正を行うことはできない。

また、平成 11 年 10 月及び同年 11 月の標準報酬月額については、給与明細書が無いため申立人の保険料控除額及び報酬月額を確認できないが、定時決定が行われた同年 10 月以後における同年 12 月及び 12 年 1 月の給与明細書によると、オンライン記録と一致する標準報酬月額に見合う保険料控除額が確認でき、11 年 12 月及び 12 年 1 月の保険料控除額は、同額で続いていることから、定時決定が行われた 11 年 10 月から 12 年 1 月までは、同額の保険料控除額であったことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 2 月 1 日までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年9月1日から同年10月1日まで  
昭和47年4月1日にC社に入社し、50年9月1日付けでグループ会社であるA社へ出向を命じられ、現在に至っている。継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C社から提出された辞令及びB社から提出された在職証明書から判断すると、申立人は、B社に継続して勤務し（昭和50年9月1日にC社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、社会保険事務所の記録におけるA社の資格取得日が雇用保険の記録における資格取得日と同日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年3月28日から同年4月1日まで  
給与支払報告書に記載されているとおり、A社に昭和55年3月31日まで勤務していたが、厚生年金保険の資格喪失日が同年3月28日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払報告書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に昭和55年3月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における昭和55年2月のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から51年6月まで

私は、第3回特例納付が実施されたときに、申立期間を含めて国民年金保険料を全額納付した。その際、夫婦で大げんかになり、殴られるほどの思いをしながら夫の理解を得ており、一生に残る家庭事件として鮮明に覚えている。当時、経済的には困っていなかったのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されていることが確認でき、同年10月に、時効間近の51年7月から同年9月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の保険料を併せて一括して過年度納付していることが、申立人の所持する領収書及び特殊台帳により確認できる。

しかしながら、申立人が保険料納付を開始した昭和51年7月から60歳までに納付可能な期間は\*か月しかなく、申立人が年金受給権を得るのに必要な300か月を満たすには、申立人の厚生年金保険被保険者加入期間23か月、配偶者合算対象期間（いわゆるカラ期間）43か月（申立人の夫が厚生年金保険に加入していた昭和37年4月から40年5月までの期間及び同年10月から41年2月までの期間）を含めても50か月不足することになり、申立人が55年6月に特例納付した期間が60か月と不足期間におおむね一致すること、及び特殊台帳において「付4条41.3～46.2」の記載があることを踏まえると、申立人は、年金受給権を得るために必要となる納付月数を考慮して特例納付したものと考えられる。

また、申立人は、保険料を納付する資力は十分にあったと申述しているが、第3回特例納付実施期間終了直前の昭和55年6月に2回に分割し

て特例納付をした理由は定かではなく、さらに、役所から特例納付する期間を聞かれなかったと申述しているが、社会保険事務所（当時）において特例納付する期間を確認しないで特例納付書を2回に分けて送付するとは考え難い。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 群馬国民年金 事案 593 (事案 132 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間当時は既に結婚しており、自営業を営んでいた。申立期間について、夫の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、妻である私の分だけ未納というのは考えられない。

昭和 40 年代に市役所担当係から未納分を指摘され、所定の金額をまとめて納付した記憶がある。保険料納付に係る領収書等、資料は全く残っていないが、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、市役所からの指摘を契機に、申立期間の保険料をまとめて納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人は、申立人の夫が保険料を完納している一方で、申立人の保険料のみが未納とは考えられないとしているが、その夫は、昭和 45 年 1 月に初めて国民年金に加入し、同年 2 月に、申立期間を含む昭和 36 年度から 43 年度までの分をまとめて納付しているが、他方で、申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金に加入し、37 年 3 月までの保険料を納付しているほか、40 年度分を 41 年 11 月に、41 年度分を 42 年 4 月に納付していることが確認でき、申立人及びその夫が保険料の納付に関して行動を同じくしていたとはいえず、さらに、申立人は、保険料をまとめて納付した経緯について、当初の申立てでは、市役所から指摘を受けたためとしていたが、後に「父から保険料を納付するようにとの手紙と共に手帳が送られてきたので、納付した。」とも陳述しているなど、申立人の記憶が定

かでないため、当時の具体的な保険料の納付状況を確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 7 月 3 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人の申立期間の保険料を納付したとするその夫は、自分の保険料が納付済みとなっているのに申立人の保険料のみが未納となっているのは納得できないと主張しているが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 5 月 1 日から 38 年 6 月 16 日まで  
社会保険事務所(当時)に年金の受給手続に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支払われているとの説明だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、脱退手当金の受給資格がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 6 月 16 日の前後 3 年以内に資格喪失した者 9 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、支給記録が確認できた 7 人全員について、資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無い上、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から脱退手当金を算定した社会保険事務所へ回答した旨の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月12日から同年9月26日まで  
② 昭和27年4月2日から同年5月17日まで  
③ 昭和27年5月17日から同年10月1日まで  
④ 昭和27年10月1日から30年3月1日まで

申立期間①、②及び④について、社会保険事務所（当時）に年金記録を確認したところ、脱退手当金が支給済みとの回答を受けたが、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

申立期間③について、社会保険事務所に年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。証明する資料は無いが、申立期間③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①、②及び④に係る申立人の脱退手当金については、申立人が勤務していた申立期間④に係る事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、24か月以上の被保険者期間があり、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和30年3月1日の前後5年以内に資格喪失した12人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録がある者は6人であり、そのうち5人は資格喪失日から4か月以内に支給決定されており、当時の同僚からは、事業主から脱退手当金を受け取った旨の証言が得られた上、支給決定当時は

通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき脱退手当金を計算したことが記録されており、その支給額に誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②及び④に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

2 申立期間③において、申立人がA社に勤務していたことは、同僚の証言から認められる。

しかしながら、オンライン記録により当該事業所における資格取得日が申立人と同じ昭和27年10月1日と確認できる複数の同僚は、いずれも当該資格取得日以前の各々異なった日付で採用されていたと証言していることから、同事業所においては、当時、一定期間内に採用した者を同年10月1日にまとめて加入させる取扱いであったことが認められる。

また、当該事業所の当時の事務担当者は、「採用時に試用期間を設けていた。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 2 月まで  
② 昭和 48 年 3 月から 49 年 8 月まで

昭和 47 年 10 月から 48 年 2 月までの期間、A社に勤務していたが、経営者間のトラブルで会社が分散し退職した。その後、B社が設立されたので、同年 3 月から 49 年 8 月までの期間、前社と同じ雇用条件で勤務したが、そこも倒産してしまった。両申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていたのに、ただ会社が社会保険事務所（当時）に届出をしなかったからという理由で、厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに納得できない。両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できず、事業主についても、当該期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、当該事業所は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、当時の事業主も、所在不明となっているため人事記録等の資料が確認できない上、当時の同僚の証言も得ることができないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容から、期間は特定できないものの、推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、事業主についても、申立人が記憶している名前のみでは個人の特定ができず、当時の同僚の証言も得ることができないことから、申立人が当該期間において厚生年金保険の被保険者であったことを確認することはできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 30 日から 38 年 1 月まで

A社が行っていたダム工事に、当初勤務していたB社から出張していた。その後、昭和36年7月30日に、C社に籍が移ると同時にA社へ出向となったが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。出向期間中の給料については、出向先から受け取っていたので、申立期間について、A社の厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は「申立期間においては、A社が行っていたダム工事（Dダム建設工事）において、Eのタイヤ整備をしており、同社の社員がリーダーを務める班に所属し、同社から給与を受け取っていた。」と申述している上、申立期間当時、当該ダム工事が実際に行われていたことが資料により確認できることから、申立人が、申立期間においてA社の作業現場で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険について本社で一括適用しているものの、当時の人事関係資料等には申立人の記録が残っていないと回答している上、同事業所に係る事業所別被保険者名簿を確認しても、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

また、当該事業所の現在の人事担当者は「当社の社員は、工事に関係する特定の資格を取得した技能員と、その他一般的な運転手、タイヤ整備等の現業員に区分されており、このうち技能員については、正社員待遇として厚生年金保険に加入させることがあったものの、現業員については、日雇労働者とみなして、国民健康保険と雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 6 月 5 日から 37 年 2 月 21 日まで  
社会保険事務所（当時）に年金記録を照会したところ、申立期間について脱退手当金が支払われているとの回答だった。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、24 か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 2 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失した者 45 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、39 人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 38 人の者が資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約 4 か月後の昭和 37 年 7 月 5 日に支給決定されている上、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算されており、その支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 12 月 21 日から 7 年 5 月 21 日まで

A社に平成7年5月まで勤務したが、オンライン記録によると、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が6年12月21日とされている。社長から、健康保険証を交換すると言われ、回収されたが、新しい健康保険証が交付されないのので、社会保険事務所（当時）に確認したところ、会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったことを知り、7年5月20日に退職した。退職するまで、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは、同僚の証言及び申立人の具体的な申述内容により認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成6年12月21日付けで、厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は「会社が倒産したため資料等は無く、詳細は不明であるが、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後は、厚生年金保険料を控除していない。」と証言している。

また、「申立人と同時期に会社を辞めた。」と証言している同僚についても、オンライン記録により、申立人同様、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成6年12月21日となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。